資 料 編

1 ● 策定の経緯

① 庁内検討会議の開催	: 町民アンケート調査結果について ◎平成20年11月25日(火) 行政運営会議 : 都市マスタープラン(素案)について ◎平成21年1月13日(火) 行政運営会議 : 意見募集・説明会について ◎平成21年2月18日(水) 行政運営会議 : 都市マスタープラン(原案)について
② 町民アンケート調査 の実施	◎調査期間 : 平成20年7月11日(金)~8月20日(水)◎標本数 : 1,500票◎有効回収数: 556票◎有効回収率: 37.1%
③ 関係各課ヒヤリング の実施	◎平成20年7月25日(金)及び7月28日(月) ◎ヒヤリング内容:総合計画に掲げる各種施策の内容及び進捗状況 ・今後の予定等の確認
	(町民アンケート調査結果(概要)の公表) ◎公表場所:町ホームページ及び都市計画課窓口 ◎公表期間:平成20年9月20日(土)~12月31日(水)
④ 素案等の周知	(都市マスタープラン(素案)の公表と意見募集) ◎公表場所:町ホームページ及び都市計画課窓口 ◎公表及び意見募集期間:平成21年1月19日(月)~2月9日(月) ◎意見提出者数:4名(電子メール1名、窓口2名、ファックス1名) ◎意見提出件数:10項目
	(都市マスタープラン(素案)住民説明会の開催) ◎平成21年1月25日(日)、役場第2庁舎3階会議室、14:00~ :出席者数 4名、意見数 16項目 ◎平成21年1月28日(水)、観光会館2階中会議室、19:00~ :出席者数 4名、意見数 3項目 ◎平成21年1月29日(木)、文化福祉会館2階第2会議室、19:00~ :出席者数 1名、意見数 0項目
⑤ 議会への報告	◎平成20年9月17日(水) 常任委員会:町民アンケート調査結果についての報告◎平成20年12月1日(月) 常任委員会:都市マスタープラン(素案)についての報告◎平成21年3月3日(火) 常任委員会:都市マスタープラン(原案)についての報告
⑥ 町都市計画審議会に おける審議	◎平成21年3月26日(木) 第1回都市計画審議会 :都市マスタープラン(原案)についての審議

2 ● 用語集

あ	アイデンティティ	・地域の持つ特性や固有性を保持し続けること。
行	アクションプログラム	・行動計画。推進計画。推進方策。
	アミューズメント	・人々が楽しく遊ぶことができ、感動を呼び起こすような事やもの。
	アメニティ	・「心地よさ」という意味から、「快適な生活環境・空間」をいう。場所、気候風 土、自然、社会環境等の住みやすさの概念である。
	インパクト	・周囲からの強い影響。
	インフラ	・「インフラストラクチャー」の略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。
	オイルショック	・1970年代における原油の供給逼迫及び価格高騰とそれに伴う経済混乱のことを指す。
	オープンスペース	・公園や広場、河川、樹林地等の建築物によって覆われていない土地の総称。
か 行	神奈川力構想・ 基本構想及び実施計画	・神奈川県の総合計画として、神奈川の将来のあるべき姿を描き、それに向けて県がどのような政策を展開するのか、県民に示したもの。平成19年7月に策定し、「基本構想」及び「実施計画」から構成される。
	かながわ都市マスタープラン	・神奈川県では、21世紀初頭(2015年)を展望し、望ましい県土・都市像と都市づくりの基本方向を示した「かながわ都市マスタープラン」を昭和61年12月に策定した。その後、社会経済情勢の変化などに対応するため、3度にわたり見直されたが、平成19年10月に新しい将来(2025年)を展望した県土・都市像を示した「かながわ都市マスタープラン」として改定を行なった。なお、平成15年3月には、「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」を策定している。
	既存ストック	・これまで整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積を指す。
ı	景観行政団体	・「景観法」に基づき、景観を踏まえたまちづくりを行なうための基本的な計画 (景観計画)を策定し、まちづくりを推進する自治体。行政施策として景観への 取り組みを行なう明確な意思表示ともいえる。なお、本町は、平成17年9月に景 観行政団体として神奈川県の同意を得た。
	景観地区	・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。「景観法」に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、都市計画として、景観地区を定め、①建築物の形態意匠、②建築物の高さ、③壁面の位置、④建築物の敷地面積、について制限できる。
	景観法	・都市、農村、漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。(平成16年6月制定)
	県立奥湯河原自然公園	・「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地として神奈川県知事が指定したも の。
	公共施設緑地	・都市公園以外の公有地、または公的な管理が行われており公園・緑地に準じる機能を持つ施設。(児童遊園地、運動場など)
ı	高度地区	・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、また土地利用 の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるもの。
	コミュニティ	・地域社会、共同体。一定の地域に住む人々が、さまざまな地域の課題に対して共 通の認識をもって話し合い、助け合いながら、より良い生活環境づくりを目指し て活動する場のこと。
	コミュニティバス	・一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバス。小型バスで住宅 地の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにく いきめ細かい需要に対応するためのもの。多くは地方自治体の補助によって運営 される。
さ 行	砂防指定地	・「砂防法」に基づき、国土交通大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地。

さ行	産業別の昼夜間人口比率	・就業人口(当該区域に住んでいる働く人の数)に対する従業人口(当該区域にある勤務先で働く人の数)の割合。一般的には就従比率という。100%未満の場合は、当該区域における産業構造が他の区域に依存している状態にある。.
	自然増減、社会増減	・自然増減は出生と死亡の差、社会増減は転入と転出の差であり、人口増減はこの 2つの要因により説明される。
	資源循環型社会	・大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直 し、社会における物質循環を確保することによって、天然資源の消費を抑制し、 環境への負荷を低減する社会のこと。
	住区基幹公園	・徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした公園であり、街区公園、近 隣公園、地区公園に分類される。
	住民意見公募制度 (パブリック・コメント)	・町民生活に重要な計画、制度などの策定に際し、あらかじめその概要を公表し、 町民から意見を募り、その意見を十分考慮して意思決定を行なう手続きのこと。
	準防火地域	・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。市街地における火災の危険を防除する ために定めるもの。
	進行管理システム	・計画の中で定められたスケジュールと実際の進行状況との乖離を常に把握し、そ の乖離を最小限におさえることを目的として、スケジュール変更や作業手順の見 直しなどを必要に応じて行うシステム(制度・方法)のこと。
	西湘地域・ 地域づくり推進プラン	・「神奈川力構想・基本構想及び実施計画」を踏まえながら、県が市町村や県民などと協働・連携し、地域の課題解決や地域づくり推進のため、地域県政総合センターなどを中心に8つの地域(川崎地域、横浜地域、横須賀三浦地域、県央地域、湘南地域、足柄上地域、西湘地域、県北地域)ごとに策定した課題解決プラン。(西湘地域は、平成19年9月策定、平成20年3月変更)
	ゾーニング	・都市を自然条件や社会条件などを考慮して、目的、機能、用途に応じて区分する こと。
た	タウンウォッチング	・実際にまちを観察して歩き、問題や課題などについて考察すること。
行	タクシープール	・周辺の交通に支障がないようタクシーが待機している場所。
	地域ケア	・介護や支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉・保健・医療機関をはじめ、地域住民等が地域全体で支えていくこと。
	地区計画	・「都市計画法」に基づく制度の一つ。都市単位の広い地域を対象とする「都市計画法」と、個々の建物を対象とする「建築基準法」による規制の間を埋め、地区の特性に見合ったきめ細やかなまちづくりを行なう制度のこと。
	データベース化	・様々なデータを蓄積して簡単に利用するための仕組みをつくること。
	特殊公園	・資源によって立地が制限されるものや利用の特殊なものをいい、風致公園、動植 物公園、歴史公園、墓園に分類される。
	特定用途制限地域	・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行なわれるよう定めるもの。
	特別用途地区	・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。用途地域を補完するもので、特別の目 的から特定の土地利用の増進又は環境の保護等を図るために定めるもの。
	都市環境	・都市における人間の生活を取り巻く周辺条件全般をいい、自然環境と社会環境に 分けられる。
	都市基幹公園	・都市住民全般の利用を対象とした大規模な公園であり、総合公園と運動公園に分 類される。
	都市計画区域	・一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。本町は全域が 都市計画区域に指定されている。
	都市計画公園	・「都市計画法」に基づき都市施設として定められた公園。公園の種別としては、 街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があ る。
	都市計画道路	・「都市計画法」に基づき都市施設として定められた道路。都市の骨格を形成し、 安心で安全な都市生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における基幹的 なもの。
	都市公園	・地方公共団体が都市計画施設として設置する公園及び都市計画区域内に設置する 公園。
	都市的土地利用	・農地、山林、河川などの自然的土地利用以外に利用されている土地。

た行	都市緑化基金賞	・財団法人都市緑化基金が主催する「緑の都市賞」の表彰部門の一つ。緑の都市賞は、明日の緑豊かな都市づくり・街づくりをめざし、樹木や花などの「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上、緑のリサイクル等に取組み、緑化や緑の保全に良好な効果をあげている市民団体、企業、公共団体等の団体を顕彰し、これにより広く都市の緑化推進、緑の保全による快適で地球にやさしい生活環境を創出することを目的としている。本町は、平成15年度に「緑の都市づくり部門」で受賞している。
	土砂災害警戒区域	・「土砂災害防止法」(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、都道府県知事により指定される。急傾斜地の崩壊や、土石流、地滑りの3種の災害が対象。避難態勢が整備される。
	土地区画整理事業	・公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法によって土地の区画 形質を変更し、計画的に道路や公園などの公共施設の整備を行なうこと。
	トリップ(長)	・人や自動車の1出発地から1到着地への移動。トリップ長とは、1つのトリップの 発着地間の距離。
な	二級河川	・一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府 県知事が指定した河川。管理は、その河川のある都道府県の知事が行なう。
行	ニーズ	・需要、必要なもの。
	農業振興地域	・「農振法」(農業振興地域の整備に関する法律)に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域。
	農用地区域	・「農振法」(農業振興地域の整備に関する法律)に基づき、市町村が都道府県の 認可を受けて、今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域として農業振興 地域整備計画に定めている区域。
	ノーマライゼーション	・高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通(ノーマル)の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きぬくような社会こそノーマルであるという考え方。
は	バスバース	・バスに乗降するための所定の停留場所。
行	パートナーシップ	・町民、行政、企業等の各主体が、公平で平等な関係を築き、公平な役割分担のも とに連携してまちづくりに取り組むこと。
	バブル経済の崩壊	・1990年代の日本経済は、過剰な投機熱による資産価格の高騰(バブル経済)の崩壊とともに急激に後退した。同時に1973年より始まった安定成長期も終焉を迎え、その後の平成不況(複合不況、失われた10年)の引き金となった。
	バリアフリー(化)	・障害のある人が社会生活していく上で障壁 (バリア) となるものを除去すること。もともとは段差解消などハード面 (施設) の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去 (ソフト面の思いやり、気持ち) を含む。
	バリアフリー(化) 広場公園	と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい
		と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)を含む。 ・主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置され
	広場公園	と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)を含む。 ・主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される。 ・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史
	広場公園	と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)を含む。 ・主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される。 ・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。
	広場公園 風致地区 富士箱根伊豆国立公園	と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)を含む。 ・主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される。 ・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。 ・「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣が指定したもの。 ・一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法で法的な適用を受けない小河川。実
	広場公園 風致地区 富士箱根伊豆国立公園 普通河川	と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)を含む。 ・主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される。 ・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。 ・「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣が指定したもの。 ・一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法で法的な適用を受けない小河川。実際の管理は、市町村などが行なっている。 ・「森林法」に基づき、森林の有する公益的機能(水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備等)を特に確保する必要のある森林として農林水産大臣が指定した土
	広場公園 風致地区 富士箱根伊豆国立公園 普通河川 保安林区域	と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)を含む。 ・主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される。 ・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。 ・「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣が指定したもの。 ・一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法で法的な適用を受けない小河川。実際の管理は、市町村などが行なっている。 ・「森林法」に基づき、森林の有する公益的機能(水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備等)を特に確保する必要のある森林として農林水産大臣が指定した土地。
ま行	広場公園 風致地区 富士箱根伊豆国立公園 普通河川 保安林区域 ポケットパーク	と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)を含む。 ・主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される。 ・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。 ・「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣が指定したもの。 ・一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法で法的な適用を受けない小河川。実際の管理は、市町村などが行なっている。 ・「森林法」に基づき、森林の有する公益的機能(水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備等)を特に確保する必要のある森林として農林水産大臣が指定した土地。 ・わずかなスペースを利用した小公園。
	広場公園 風致地区 富士箱根伊豆国立公園 普通河川 保安林区域 ポケットパーク ポテンシャル	と。もともとは段差解消などハード面(施設)の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去(ソフト面の思いやり、気持ち)を含む。 ・主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置される。 ・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。 ・「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣が指定したもの。 ・一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法で法的な適用を受けない小河川。実際の管理は、市町村などが行なっている。 ・「森林法」に基づき、森林の有する公益的機能(水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備等)を特に確保する必要のある森林として農林水産大臣が指定した土地。 ・わずかなスペースを利用した小公園。 ・潜在する勢力。 ・道路網の整備と流通経済の高まりに伴って、自動車による活動の比重が大きくなっている。一般的には、自家用車による生活形態とトラック等の貨物自動車によ

や 行	湯河原駅周辺地区 市街地総合再生基本計画書	・湯河原駅周辺地区 (約19.8ha) におけるまちづくりの指針のより具体的な実施に向けて、平成11年3月に策定したもの。
11	湯河原海岸利用計画	・「相模灘沿岸海岸保全基本計画」(神奈川県)に基づき、湯河原海岸の基本計画 策定及び町の遊歩道計画と調和のとれた整備方針を検討したもの。平成19年3月 策定。
	湯河原都市計画 都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針	・「都市計画法」に基づき、都市計画区域ごとの土地利用や都市施設、市街地開発 事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針として神奈川県が定 めたもの。平成21年度変更予定。
	湯河原町景観計画	・「景観法」に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、 良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた計 画。平成19年3月策定。
	湯河原町景観条例	・「景観法」に基づき、景観行政団体である都道府県・市区町村が制定する条例。 法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために 必要な事項を定める。平成19年2月制定。
	湯河原町公共下水道事業計画	・「下水道法」に基づき、本町における下水道事業の進捗状況、近年の人口・観光 動態などに対応した下水道全体計画として平成18年度に見直しを行ったもの。平 成20年3月認可。
	湯河原町水道ビジョン	・「水道ビジョン」(厚生労働省)に基づき、各水道事業者の地域性、歴史的背景、現有する課題等の違いを考慮し、独自の構想・計画をもって、自身の水道事業の将来像を具現化するものとして策定したもの。
	湯河原町地域防災計画	・「災害対策基本法」に基づき、町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮 し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、 住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定したもの。 平成14年7月修正。
	湯河原町都市景観形成基本計 画	・4つの目標像に基づいて本町における具体的な景観まちづくりの方法を示したもの。平成11年3月策定。
	湯河原町緑の基本計画	・「都市緑地法」に基づく市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。本町における緑地の保全と緑化の推進のための施策を総合的・計画的に行なうため、将来のみどりの姿(目標)とその実現のための方針を定めたもの。平成18年3月改定。
	ゆがわら2001ラン	・本町の総合計画として、21世紀初頭における本町の将来像及びまちづくりの基本 方針を定め、実現のための施策を総合的かつ体系的に整理したもの。計画は、基 本構想、基本計画、実施計画の3層により構成され、計画の期間は平成13年度か ら平成22年度の10年間。
	ユニバーサルデザイン	・改善又は特殊化された設計なしで、能力あるいは障害のレベルに関わらず、最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい環境と製品をデザインすること。バリアフリーはもともとあったバリアを取り除くこと、それに対しユニバーサルデザインは最初から取り除かれている(特別な調整をしない)ことを指す。現在、一般的には、「ユニバーサルデザイン」を理想としつつ、「バリアフリー」の観点で実績を積み上げていこうという考え方である。
	用途地域	・「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。機能的で安全な住みよい都市をつくる ために、合理的な土地利用計画のもとに、建物の用途、建ペい率、容積率、高さ などについて、適正なルールを定めるもの。
	吉浜自然環境保全地域	・「自然環境保全条例」(神奈川県)に基づき、自然的社会的諸条件からみてその 区域における自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。
6	ライフライン(施設)	・都市の社会基盤として、電気、ガス、上下水道、通信など、町民生活の根幹をな す機能(施設)のこと。
行	ローリング	・実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うこと。
わ 行	ワークショップ(手法)	・研究集会。体験する講習会。参加者が感じたことを大切にしながら、相互交流、 創造的活動を優先する集団政策方式。
略語	DID地区	・人口集中地区。人口密度が4,000人/km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、あ わせて人口5,000人以上を有する地区。

湯河原町都市マスタープラン

平成 21 年 3 月

■発 行■

湯河原町環境都市部都市計画課

〒 259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1 TEL.0465-63-2111 (代)

■編集協力■

株式会社 都市計画センター